知財高裁平成18年11月29日判決 平成18年(行ケ)第10227号 審決取消請求事件

<要点>

引用発明を用いれば同時に本願発明の効果を奏するとしても、その旨を記載した文献がな ければ新たな用途を提供したものとした事例

<本文>

1. 事実関係

本願(特願平8-66079)の特許請求の範囲は、「アスナロ又はその抽出物を有効成分とするシワ形成抑制剤」であり、引例(特開平5-345719)は「アスナロを有効成分とする美白化粧料組成物」を開示している。

拒絶査定不服審判の審決においては、「本願発明は、引例のアスナロの抽出物を含有する 美白化粧料組成物について、シワ形成抑制の効果を新たに発見したにすぎず、新たな用途 が生み出されたものではない。」と判断している。

争点は、①シワ形成抑制剤が皮膚外用組成物であるか、②シワ形成抑制剤が新たな用途であるかの2点であった。

2. 裁判所の判断

争点(1)

- ・本願発明の「シワ形成抑制剤」は、①アスナロを 0.001~20%含有するのが好ましい、②他のシワ形成抑制効果の向上を図る成分を添加し、一般に使用されている化粧品成分を配合することができる、③医薬品、医薬部外品、薬用化粧料等をも包含する、との記載から、化粧料、医薬品等を含む概念である。
- ・実施例として化粧料を製造したこと、「本発明のシワ形成抑制剤は、・・・外用剤として 有用である」との記載を併せて考えると、本願発明の「シワ形成抑制剤」は、「皮膚外用組 成物」であると認められる。

争点②

- ・「シワ形成抑制」という用途が、その技術分野の出願時の技術常識を考慮し、新たな用途 を提供したといえなければ新規性が否定される。
- ・「シワ」と「シミ」は、①現象が異なる、②機序が異なる、③異なる予防・治療法がある。
- ・出願当時、美白を訴求する化粧料と、シワ防止を訴求する化粧料は、異なる種類の製品と認識されていた。
- ・引用発明の「美白化粧料」を皮膚に適用すれば、「美白作用」と同時に「シワ形成抑制作用」を奏しているとしても、本願の出願までにその旨を記載した文献がないから、「シワ形成抑制作用」を奏していることが知られていたとは認められない。
- ・本願発明の「シワ形成抑制」という用途は、引用発明の「美白化粧料組成物」とは異なる新たな用途を提供した。

(弁理士 北野 健)